

《世帯の階層区分ごとの利用者負担額》

世帯の階層区分			利用者負担額	
階層区分	定義		負担基準額	加算基準額
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。以下「被保護世帯」という。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯（以下「支援給付受給世帯」という。）		0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		1,100円	110円
C	A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ世帯		2,250円	230円
D1	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額が次の区分に該当するもの	3,000円以下	2,900円	290円
D2		3,001円以上 5,800円以下	3,450円	350円
D3		5,801円以上 8,700円以下	3,800円	380円
D4		8,701円以上 13,000円以下	4,250円	430円
D5		13,001円以上 17,400円以下	4,700円	470円
D6		17,401円以上 22,400円以下	5,500円	550円
D7		22,401円以上 28,200円以下	6,250円	630円

D8	28,201円以上 58,400円以下	8,100円	810円
D9	58,401円以上 75,000円以下	9,350円	940円
D10	75,001円以上 96,600円以下	11,550円	1,160円
D11	96,601円以上 121,800円以下	13,750円	1,380円
D12	121,801円以上 175,500円以下	17,850円	1,790円
D13	175,501円以上 221,100円以下	22,000円	2,200円
D14	221,101円以上 380,800円以下	26,150円	2,620円
D15	380,801円以上 549,000円以下	40,350円	4,040円
D16	549,001円以上 579,000円以下	42,500円	4,250円
D17	579,001円以上 700,900円以下	51,450円	5,150円
D18	700,901円以上 849,000円以下	61,250円	6,130円
D19	849,001円以上 1,041,000円以下	71,900円	7,190円

D20		1,041,001円以上	全額	左記の利用者 負担額に10分 の1を乗じて得 た額（その額が 8,560円に満た ない場合は、 8,560円）
-----	--	--------------	----	---